

令和6年度 目黒区特定教育・保育施設 （私立認可保育所）の指導検査について 【概要編】

配信期間：令和7年3月17日（月）から6月30日（月）まで
目黒区保育計画課 保育施設指導検査係



指導検査 概要編の内容

- 1 指導検査の法的根拠と目的
- 2 区の指導検査の流れ
- 3 区における助言・指導の体制
- 4 区内指導検査対象保育施設数の推移
- 5 指導検査の実施状況について
- 6 令和7年度の指導検査の予定について
- 7 指導検査の意義



1 指導検査の法的根拠と目的

東京都

目黒区

設置者が遵守すべき基準の策定

指導監督

処分等

■ 児童福祉施設の認可

認可基準 <都条例>
(児童福祉法第45条第1項)

- 都による指導監督 (児童福祉法第46条第1項)
法第45条第1項の基準を維持するため、
 - ・ 報告の徴取
 - ・ 関係者への質問
 - ・ 施設への立入検査

- 都による勧告・命令 (児童福祉法第46条第3・4項)
 - ・ 施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき
→ 改善勧告・改善命令・事業停止命令
- 認可の取消 (児童福祉法第58条第1項)
 - ・ 命令・処分に違反したとき

■ 施設型給付の確認

運営基準 <区条例>
(子ども・子育て支援法第34条第2項)

- 区による指導監督 (支援法第14条, 38条)
支援法の施行に必要な限度において、
 - ・ 報告、帳簿書類その他物件の提出/提示
 - ・ 設置者、職員等の出頭
 - ・ 関係者への質問
 - ・ 施設/事務所/関係場所への立入検査
- 区による勧告・命令 (支援法第39条)
 - ・ 運営基準に従って適正な運営をしていない場合
→ 改善勧告、公表、改善命令
- 確認取消等 (支援法第40条)
 - ・ 認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合
 - ・ 施設型給付費の不正請求があった場合 等
→ 確認取消、確認の全部又は一部の効力停止



1 指導検査の法的根拠と目的

子ども・子育て支援法第14条第1項

市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

1 指導検査の法的根拠と目的

【目黒区の給付の対象施設・事業として求める運営基準】

○目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（目黒区条例第23号）

➡ 主に区の認可基準と運営基準の遵守状況を確認するとともに、関係法令や国の通知を基に指導検査を実施する。

- ①設備・人員に関する内容（面積、職員配置など）
- ②運営に関する内容（保育の内容、質の評価、衛生管理、苦情解決など）
- ③施設の利用手続き、給付費の請求、利用者負担額等の受領、委託費の経理等に関する内容
- ④区が独自に上乗せして定めた内容
- ⑤その他法規（社会福祉法、消防法、労働基準法等）に関する内容

1 指導検査の法的根拠と目的

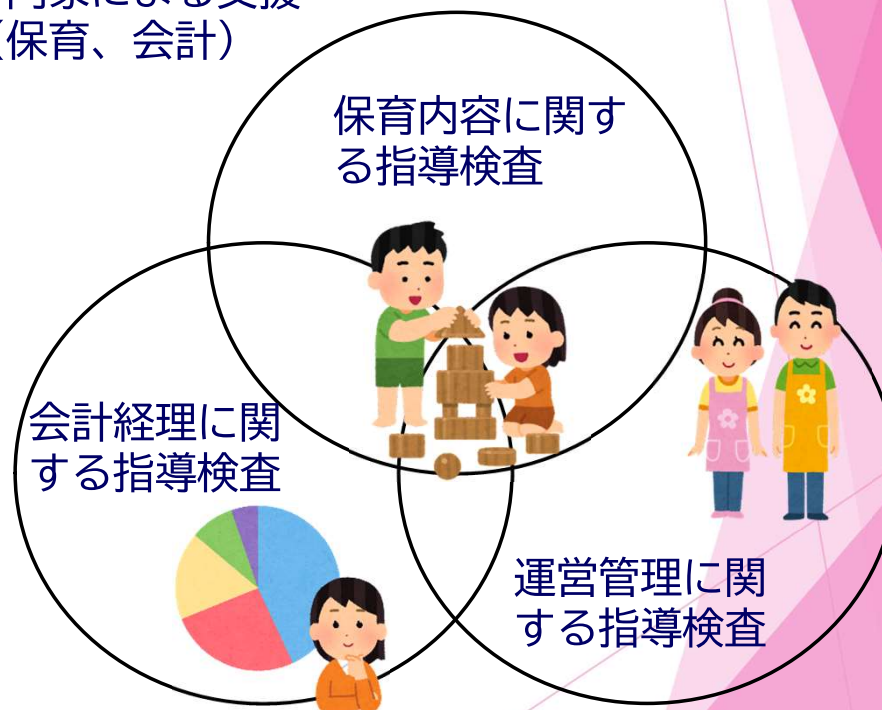
【目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱 第2条】

指導検査は、支援法に定める施設等に対し、児福法等関係法令に照らし、施設等における施設型給付費等の支給の適正性を確認し、施設運営及び保育の実施状況等について、必要な助言及び指導又は是正の措置を講じることにより、施設等の適正な運営及び保育サービスの質の確保及び利用者支援の向上を図り、もって小学校就学前子どもの健全な発達を保障し区における児童福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

保育の質の維持・向上

バックアップ

○専門家による支援
(保育、会計)



2 区の指導検査の流れ

子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査

①施設調査書の提出（全施設）

東京都に提出した施設調査書も合わせてご提出ください。

②検査実施通知の送付 * 2 か月前送付

③事前提出資料の受領 * 1 か月前〆切

④実地検査の実施

⑤検査結果通知の送付

⑥改善状況報告書の提出(文書指摘事項がある場合)

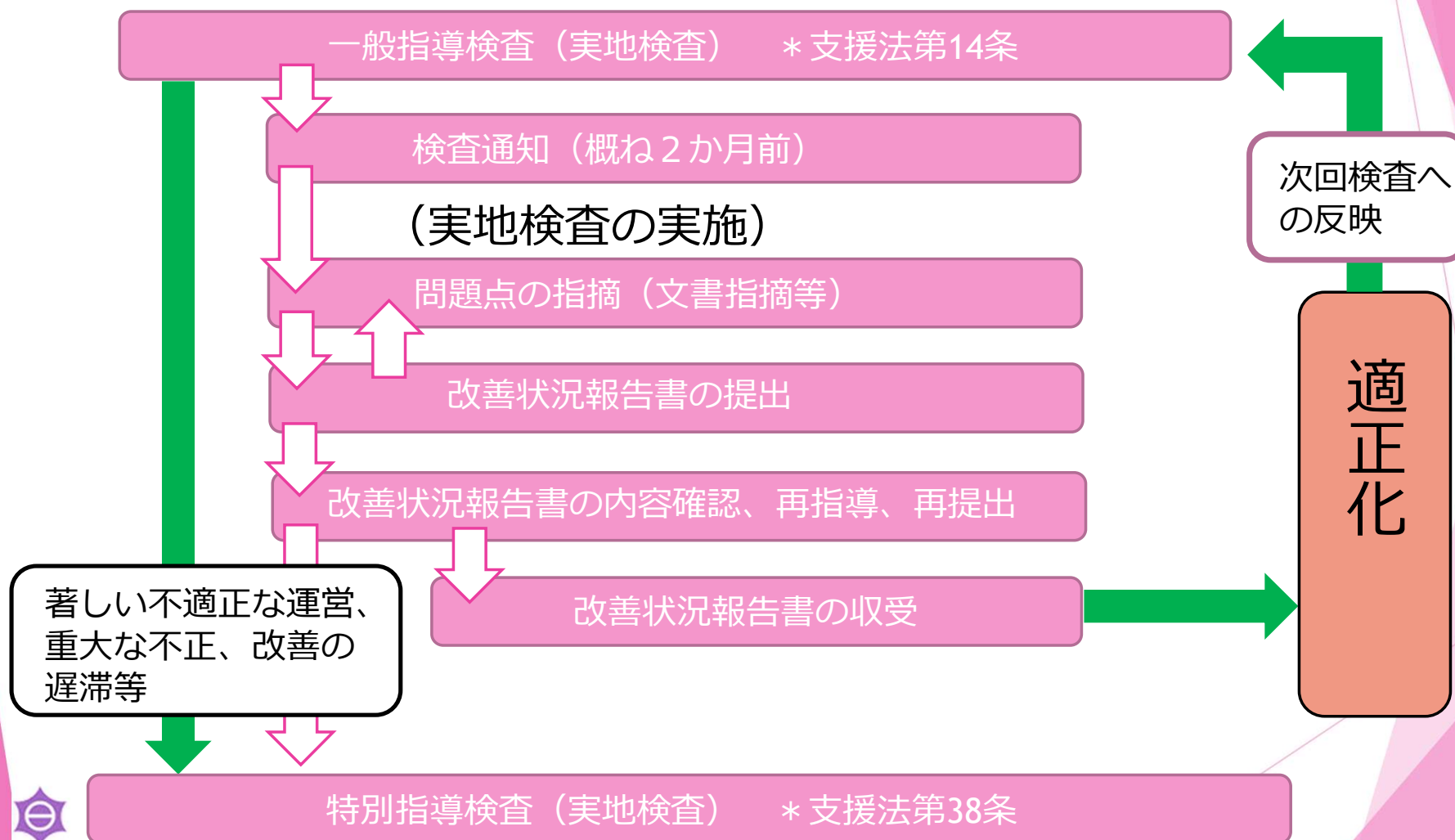
⑦改善状況報告書の確認(再提出)

改善等がなされていない場合、再指導等
(特別指導検査への移行等あり)

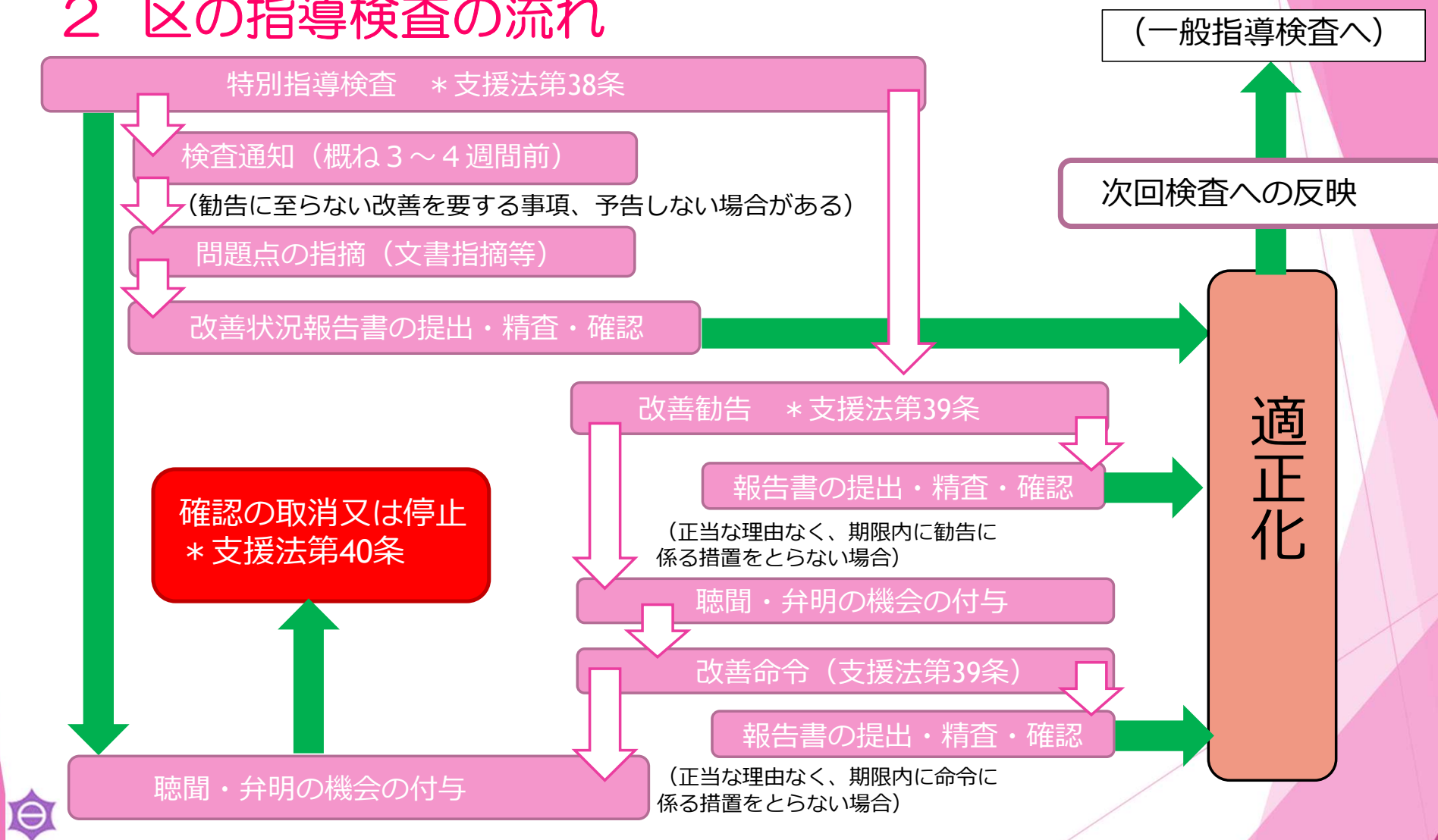
次回検査への
反映



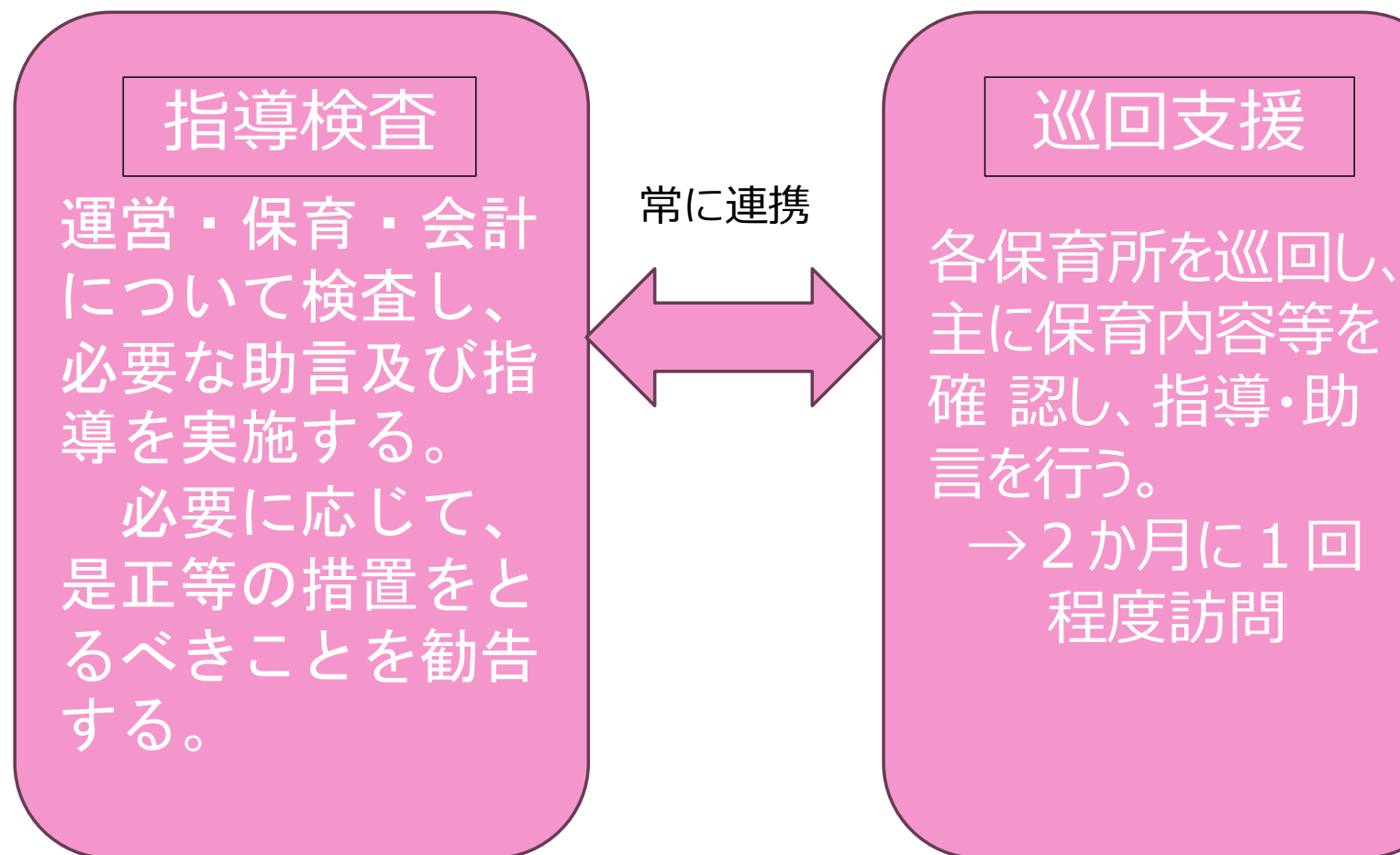
2 区の指導検査の流れ



2 区の指導検査の流れ



3 区における助言・指導の体制



4 区内指導検査対象保育施設数の推移

	保育所種別等	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	私立認可保育所	72	82	83	83	83	83
2	小規模保育所	16	15	14	13	10	10
3	事業所内保育所	2	2	2	2	2	2
	合 計	90	99	99	98	95	95



4 区内指導検査対象保育施設数の推移

【経営主体別保育施設数】

	経営主体	私立認可 保育所	小規模・事業 所内保育所	合計
1	株式会社	5 9	8	6 7
2	社会福祉法人	2 2	4	2 6
3	宗教法人	2	0	2
	合 計	8 3	1 2	9 5

* 数値は令和6年4月1日現在



5 指導検査の実施状況について

【これまでの指導検査実施件数一覧(区実施分)】

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	小規模保育事業所	15	14	11	10
	事業所内保育事業所	2	2	2	2
	私立認可保育所	4	14	15	27
件数合計		21	30	28	39

うち特別指導検査4件



5 指導検査の実施状況について

令和6年度特定教育・保育施設指導検査実施状況

- ▶ 実施期間 令和6年6月～令和7年2月
- ▶ 実施施設 目黒区内私立認可保育所 計27園(分園1園含む)
- ▶ 指導検査結果(24園,速報, 今後修正される場合もあり)

◎文書による指摘事項 延 38件

在籍児童数に見合う面積が不足している、カーテン等が防災機能を有していない、避難・消火訓練が毎月実施されていない、認可内容と現状が不一致（医務コーナーの未設置）、会計上の拠点区分が適正に設定されていない、など

◎口頭による指導事項 延 63件

保育士を適正に配置していない、勤務に関する帳簿の内容不備、健康診断の未受診者がいる、認可内容と現状が不一致である、収益を適正に計上していない、経理規程に従った会計処理が行われていない など



5 指導検査の実施状況について

委託費等の返還に至った案件について

令和4年度に、区内の私立認可保育所4園について委託費等の返還金が発生しました。いずれも勤務実態のない職員を、園の委託費等請求時の名簿に記載していました。なお、現在は返還金の精算が完了し、各社における運営体制等の改善がなされています。

事業者/園別	A社A保育園	B社B保育園	B社C保育園	D社D保育園
不正のあった期間	H30.4月～R2.7月	H30.4月～R2.11月(H31年度を除く)		H31.4月及び R3.2月～3月
該当職員数及び 延べ月数	3名：56か月分	3名：23か月分	4名：19か月分	1名：1か月分 3名：3か月分
返還金	約1,893万円	約1,286万円	約 124万円	約 135万円
違約加算金	約 547万円	約 312万円	約 50万円	約 29万円



5 指導検査の実施状況について

委託費等の返還に至った案件について

また、区の特別指導検査により、区内の私立認可保育所 1 園において、委託費等の返還金が発生しました。勤務実態のない職員を、園の委託費等請求時の名簿に記載するほか、宿舍借上げ補助金や処遇改善手当について不当に受給していました。

事業者/園別	E 社 E 保育園
不正のあった期間	R2.4月～R5.3月(36か月)
該当職員数及び延べ月数	24名, 3年間で延べ197か月分
返還請求額：運営委託費	約4,637万円
返還請求額：宿舍借上げ等補助金	約884万円
違約加算金	未定



5 指導検査の実施状況について

私立認可保育所は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定められた**児童福祉施設**です。適正な運営を行うことが委託の前提です。

◎子ども・子育て支援法

第一条 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。



6 令和7年度の指導検査の予定について

令和7年度の一般指導検査については、次のとおり実施します。

- ▶ 実施期間 令和7年5月～令和8年2月
 - ▶ 実施施設 目黒区内私立認可保育所 35園（予定）
 - ▶ 実施内容
 - （1）施設調査書の提出
 - （2）事前確認資料の提出
 - （3）実地指導
 - （4）実施結果報告
 - （5）改善状況報告書の提出
- * 会計分野については、公認会計士への委託を実施します。
- * 実施結果については、区HPでの公表を検討しています。



6 令和7年度の指導検査の予定について

運営分野の検査項目

- | | | | |
|---|----------|----|----------|
| 1 | 児童の入所状況 | 6 | 職員給与等の状況 |
| 2 | 基本方針及び組織 | 7 | 健康管理 |
| 3 | 就業規則等の整備 | 8 | 職員研修 |
| 4 | 職員の状況 | 9 | 施設長の責務 |
| 5 | 勤務状況 | 10 | 建物設備等の管理 |
| | | 11 | 災害対策の状況 |



6 令和7年度の指導検査の予定について

保育内容の検査項目

- 1 保育の状況
- 2 食事の提供の状況
- 3 健康・安全の状況



6 令和7年度の指導検査の予定について

会計経理の検査項目

- 1 社会福祉法人の会計経理
- 2 社会福祉法人以外の会計経理



6 令和7年度の指導検査の予定について

評価区分 ①

文書指摘 (評価区分C)	福祉関係法令及び福祉関係通達等の違反が認められる場合は、原則として、改善のために必要な措置をとるべき旨を文書により指導する。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
------------------------	--



6 令和7年度の指導検査の予定について

評価区分 ②

口頭指導 (評価区分B)	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
------------------------	---



6 令和7年度の指導検査の予定について

評価区分 ③

助言指導 (評価区分A)	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上の為に「助言指導」を行う。
------------------------	--



指導検査に関する主な関係法令 一部抜粋

関係法令等	略称
目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	区条例23号
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	都条例
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則	都施行規則
東京都保育所設置認可等事務取扱要綱	都事務取扱要綱
児童福祉法	法
子ども・子育て支援法	支援法
保育所保育指針	保育所保育指針
社会福祉法	社会福祉法
労働基準法	労働基準法
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	育児・介護休業法
労働安全衛生法	労働安全衛生法
消防法	消防法
特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	留意事項通知

等・・・



7 指導検査の意義

3つの安心を確保する

- ★子どものため・・・安心・安全に過ごすことができる
環境を確保(保育の質の向上)
- ★保護者のため・・・安心して子どもを預けることができる
環境を確保(安心・安全の確保)
- ★園及び職員のため・・・職員が安心して働くことができる
環境を確保(リスクマネジメント)

◎今後ともご協力をよろしくお願いいたします



ご清聴ありがとうございました

